

75歳以上の
皆さまへ

平成29年4月から 医療保険料の軽減率が 変わりました

75歳以上の方の保険料は、

① 年収に応じて納めて
いただく部分（所得割）

と

② 全員に納めていただく
定額部分（均等割）

があります。

平成29年4月から、75歳以上の方の保険料が下記のように変わりました。

①所得割の額が変わる方

年収 約 153 万円～約 211 万円の方

●平成28年度までの所得割

特例的に**5割軽減（納付額5割）**
されていました。



●平成29年度の所得割

2割軽減（納付額8割）になります。
（均等割の定額部分は変わりません）



②均等割の額が変わる方

元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは……75歳になる前日に、ご家族の会社の健康
保険などで被扶養者だった方

特定の要件の例……単身の方であれば、年金収入が168万円
を超える方など／75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一
方の年金収入が168万円を超える場合など

●平成28年度までの均等割

特例的に**9割軽減（納付額1割）**
されていました。



●平成29年度の均等割

7割軽減（納付額3割）になります。



※元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は均等割の
軽減（9割軽減、8.5割軽減）が受けられます。

保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、
前半（4月・6月・8月）の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、
後半（10月・12月・2月）で残りの保険料を調整します。
そのため平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、
実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。

引き落とし額の間違いではありませんので、
ご注意ください。

【引き落とし額の例】元被扶養者に該当する方の場合

平成28年度の保険料額
年額 **4,530 円**

700 円	700 円	700 円	830 円	800 円	800 円
-------	-------	-------	-------	-------	-------

平成29年度の保険料額
年額 **13,590 円**

800 円	800 円	800 円	3,790 円	3,700 円	3,700 円
4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月

※実際の金額は、都道府県ごとに異なります。

お問い合わせ

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771 (代表)
税務課 市民税係 ☎0978-62-1805 (内線 121・122・123)

70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払い
いただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

70歳以上の方の上限額（月ごと）

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで

適用区分		外来 （個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400 円	80,100 円 ＋（医療費－267,000 円）×1% 〈多数回 44,400 円※2〉
	課税所得 145万円未満の方※1	12,000 円	44,400 円
一般	II 住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
	I 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）	8,000 円	15,000 円
住民税非課税			

平成29年8月から

外来 （個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
57,600 円	80,100 円 ＋（医療費－267,000 円）×1% 〈多数回 44,400 円※2〉
14,000 円 年間上限 14万4,000円	57,600 円 〈多数回 44,400 円※2〉
8,000 円	24,600 円
	15,000 円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

高額療養費の支給を受けるためには、ご加入の保険者に申請を行う必要があります。
75歳以上の方は、2回目以降は申請がなくても自動的に振り込まれます。

お問い合わせ

◆健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、
国民健康保険組合にご加入の方……ご加入の医療保険者まで
◆後期高齢者医療制度の方……大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771
◆国民健康保険にご加入の方……市民課 国保年金係 ☎0978-62-1806
（内線135・136・137）